廃棄物処理法見直しに向けて

全産連、意見書を提出

（公社）全国産業廃棄物連合会（石井邦夫会長）は、3月31日に公表した「廃棄物処理法の見直しに関する意見」で「産業廃棄物処理業・施設の許可」や「廃棄物区分・品目分類」「再生利用の促進」「排出事業者責任の強化」「処理業者資質向上への支援」「地方ルール」「関連法令に対する要望」について29項目の要望を盛り込んだ。地方公共団体によって異なる産業廃棄物種類の該当性の判断の統一など、現場の声を集約したものとなった。

地方公共団体の判断で 産廃指定

「廃棄物区分・品目分類」については、業種指定されている産業廃棄物とそれ以外の業種から排出される同一品目の廃棄物（以下、「同一品目の廃棄物」）や個人が所有する毒劇物等と所有者を特定できない残置物等に関して、地方公共団体の判断による産業廃棄物指定制度の創設と業種指定の撤廃を求めている。

「同一品目の廃棄物」は、地方公共団体の判断で取り扱いが異なる場合があり、産業廃棄物処理業者に処理委託があった場合、許可関係等で混乱が生じることがある。

また、個人が所有する毒劇物等や所有者を特定できない残置物等については、市町村での処理が困難な場合があり、産業廃棄物処理業者に処理を要請しているケースもあるという。

意見書では、地方公共団体が当該品目を産業廃棄物として取り扱うことが妥当と判断した場合、産業廃棄物として委託処理することができるような制度の創設を要望した。当該地域の産業廃棄物処理業者が処理委託を受けた場合、法的に疑問を持たない形で事業を遂行できるようにするものだ。

ただ、「同一品目の廃棄物」については、事業活動で排出される廃棄物であることに変わりないことから、本来は業種指定を撤廃する方向が望ましいとしている。

許可申請手続きを軽減

「産業廃棄物処理施設の許可」については、一部の都道府県等で、従来施設と型番が同じでない限り、新規許可の手続きが必要という指導が行われている事例があるという。

従来施設のメーカーの廃業や当該型番の生産中止など、全く同じ施設への更新が難しいことも想定されるため、一定の要件下で産業廃棄物処理施設の更新に係る許可申請手続き（事前協議、生活環境影響調査、住民説明等）を軽減すること、建築基準法第51条ただし書き許可の適用を緩和することを要望している。

具体的には、処理能力が従来施設と同等またはそれ以下の施設への更新と、従来施設に比べて環境負荷の低減が可能な施設への更新などを挙げている。

意見書では、優良産廃処理業者認定制度の優遇措置の拡充の項でも同様の内容に触れている。「2段構え」で要望することで規制緩和を強く求めている形だ。

認定業者への優遇拡充を

優良産廃処理業者認定制度の認定業者に関しては、優遇措置の拡充と運用面の改善を求めている。

優遇措置の拡充としては▽再資源化など一定の要件下での保管基準の緩和▽認定業者間での傭車を可能にするなど再委託の禁止の緩和▽許可の有効期間のさらなる延長▽一定の要件下における処理施設の設置許可の申請手続きの軽減▽建築基準法第51条ただし書き許可の適用を不要とするなどの措置▽国や独立行政法人などに加えて、地方公共団体などに対する環境配慮契約法に基づく産業廃棄物処理委託契約の義務付けの強化――などを盛り込んでいる。

制度の運用面の改善としては、特定不利益処分を受けて基準に不適合となった優良認定業者について逐次認定の取り消しを求めている。

現行の優良産廃処理業者認定制度では、認定業者が有効期間中に特定不利益処分を受け、基準に不適合の状態になったとしても、その時点で認定を逐次に取り消す仕組みになっていない。

認定業者と認定基準に適合しなくなった外形上の認定事業者が並存することになり、制度自体に対する信頼が低下するという事態が懸念される。

認定基準をきちんと満たしている処理業者を明確にすることで、適切に管理されている制度として社会的な信頼を向上させることができる。

環境省に訪問、要望伝える

意見書は、各都道府県協会から集約した意見や各部会に対して実施したアンケート調査、2015年度に4回開催した法制度対策委員会で検討した事項をまとめた。

現場が困っていることを最大限に反映し、関係する法律や省令、通知などを精査した上で練り上げた。

3月31日には、法制度対策委員会委員長を務める永井良一氏が、環境省廃棄物・リサイクル対策部長の鎌形浩史氏に対して意見書を提出した。

29項目にわたる要望

許可や区分、排出者責任など

全要望事項一覧

【要望事項1】

産業廃棄物処理業の許可申請書類及び許可申請書添付書類の様式を全国統一のものとしていただきたい

【要望事項2】

許可の申請や許可に係る届出を電子化し、複数の都道府県に亘る申請等の手続きをワンストップ化するための環境整備を進めるなど、行政手続きの一層の効率化を図っていただきたい

【要望事項3】

更新許可の申請に係る事務処理については、少なくとも標準処理期間を超過することのないようにしていただくとともに、一層の迅速化を図るようお願いしたい。また、更新許可証に記載される「許可の年月日」と従前の許可有効期限の満了日との間に空白の期間が生じないようにするなどの配慮をお願いしたい

【要望事項4】

法人の役員変更等に伴う変更届出の期間を、現在の10日以内から少なくとも30日以内の期間とするなど合理的なものとしていただきたい

【要望事項5】

優良産廃処理業者認定制度（優良認定制度）の認定業者（優良認定業者）に対する優遇措置を拡充していただきたい

優遇措置の拡充の方向としては、次の例が考えられる

●再資源化など一定の要件下における保管基準の緩和

●優良認定業者間での傭車を可能とするなど、建設工事等での機動的な処理の要請に対応するための再委託禁止の緩和

●許可の有効期間のさらなる延長（例えば10年）

●従来施設の能力と同等の施設への更新や、従来施設に比べて環境負荷の低減が可能な施設への更新など、一定の要件下における処理施設の設置許可の申請手続き（生活環境影響調査等）の軽減

●上記の処理施設の設置に係る許可申請手続きの緩和に関連し、上記の一定の要件下における当該施設の設置については建築基準法第51条ただし書き許可の適用を不要とするなどの措置

●国及び独立行政法人等に加え、地方公共団体等に対する環境配慮契約法に基づく産業廃棄物処理委託契約の義務付けの強化等

【要望事項6】

優良認定の申請手続きに要する書面については、紙による書面にこだわらず、USBメモリーやCD等のデジタル情報の記録媒体による提出を可能としていただきたい

【要望事項7】

優良認定基準のうち、特定不利益処分を受けて基準に不適合となった優良認定業者については、逐次の優良認定の取消しを行っていただきたい

【要望事項8】

法人の役員が欠格要件に該当するに至った場合の当該法人の許可の取扱いについては、次のように見直していただきたい

●「業務とは関係のない法令違反（廃棄物処理法、浄化槽法、その他の環境関連法令以外の法令違反）によって、法人役員が廃棄物処理法の欠格要件に該当するに至ったときには、当該役員自らがその地位を速やかに辞任しない場合、またはその法人が当該役員について欠格者に該当したことを知った日から一定の期間のうちに当該役員を解任しない場合には、当該法人の許可を取り消すことができる」との裁量的な措置を設けることとされたい

●また、「一定の期間」については、会社法及び当該法人の定款に定められた適正な手続きに基づき、役員を解任できるだけの十分な日数を考慮していただきたい

【要望事項9】

欠格要件における「黒幕」の該当性の判断については、その根拠を次のように明確化し、疑義が生じないようにしていただきたい

●「行政処分の指針について」の「2 要件 (4) ②」において、廃棄物処理法第7条第5項第4号二の「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」、いわゆる「黒幕」の該当性の判断は、「取締役（いわゆる「平取締役」）と同等以上の支配力」であることが明記されているが、これを徹底していただきたい

●また、「取締役（いわゆる「平取締役」）と同等以上の支配力」に当たる具体的な行為等を同処分指針に例示していただき、「黒幕」の該当性の判断に疑義が生じないようにしていただきたい

【要望事項10】

循環型社会の形成を促進するため、産業廃棄物処理業者が取り組む資源循環の事業に不可欠な中間処理に伴う「選別」については、産業廃棄物処理業の行為としての法的な位置付けを明確にしていただきたい

【要望事項11】

平成12年の廃棄物処理法の政省令改正によって、保管量の上限規制が全ての産業廃棄物に拡大されたが、この規制の影響により適切なリサイクルの実施等に支障をきたしているとの声が強い。このため、例えば有償譲渡が予定されている再生品の材料となる等の一定の要件を設定し、その要件を満たした廃棄物品目については、保管量の上限規制を緩和する等の措置を講じていただきたい

【要望事項12】

産業廃棄物管理表（マニフェスト）制度については、次の見直しを図っていただきたい

①産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式は、廃棄物処理法施行規則第8条の27に「様式第3号」として定められているが、独自の判断によって報告事項等を追加した報告書様式を「様式第3号」としている都道府県等もある。このため、当該報告に係る事業者の事務を煩雑にしているケースがあることから、当該様式の統一化とともに、届出の電子化を図るよう徹底していただきたい

②環境省が策定された「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」（平成25年10月7日）の「4.進捗管理」に示されている電子マニフェスト等の制度全体の点検を同省において実施し、利用者である産業廃棄物処理業者の意見を十分に反映した上で、電子マニフェストの利用実態面からの点検を行うとともに同制度の運用を含めた見直しを図っていただきたい。見直しにおいては、例えば以下の論点が考えられる

●電子マニフェストの登録及び処理終了報告については、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の営業状況にあわせた期限を設定していただきたい。例えば、期限の日数には祝休日を含まないこととするなど、各事業者にとって合理的かつ運用可能な期限としていただきたい

●産業廃棄物の適正処理を確保する観点から、電子マニフェストの登録義務を委託基準化するとともに、排出事業者による電子マニフェストの登録の期限を可能な限り短くすること。排出事業者による登録の期限については、例えば「処理業者に引き渡した日の翌日（ただし祝休日を含まない。）まで」とするなどの見直しを図っていただきたい

【要望事項13】

産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請手続きの合理化として、以下の事項の実現を要望する

①従来施設のメーカーが廃業していたり、メーカーが従来施設の製造を取りやめており在庫がないにもかかわらず、一部の都道府県等においては、従来施設と全く同じ型番の施設の入れ替えでない限り、入れ替える処理施設の処理能力が従来施設と同等であるとしても、新規許可の手続きが必要との指導をされている事例がある。この事例を含め、産業廃棄物処理施設の更新で以下に例示する一定の要件下においては、当該施設の設置に係る許可申請手続き（事前協議、生活環境影響調査、住民説明等）を軽減していただきたい。また、これに関連して、当該施設に係る建築基準法第51条ただし書き許可の適用についても緩和する措置をお願いしたい

●処理能力が従来施設と同等またはそれ以下の施設への更新

●従来施設に比べて環境負荷の低減が可能な施設への更新等

②廃棄物処理法第15条の2第3項の都道府県知事による専門的知識を有する者の意見聴取の場（以下、専門委員会という。）が一部の都道府県等においてなかなか開催されず、産業廃棄物処理業者の中に事業の円滑な進行に支障が出るおそれを懸念する声がある。専門委員会の開催時期の問題が少なくとも申請者の事業の進行を妨げる原因とならないよう、都道府県等が申請者と協議し、適切な時期に専門委員会を開催するように措置していただきたい

【要望事項14】

移動式がれき類等破砕施設の設置等に係る許可については、排出事業者に「当分の間施設設置許可を不要」とする合理的な理由はなく、産業廃棄物処理業者と同様の措置とするべきである

【要望事項15】

同一品目の産業廃棄物種類の該当性については、廃棄物処理法に基づく全国同一の判断となるよう措置していただきたい

【要望事項16】

適正処理の確保及び環境保全上の観点から、現在の特別管理産業廃棄物の定義に係る排出元を指定するなどの限定措置は合理性を欠くため、これを撤廃していただきたい

【要望事項17】

業種指定されている産業廃棄物とそれ以外の業種から排出される同一品目の廃棄物（以下、「同一品目の廃棄物」という。）や、個人が所有している毒劇物等及び所有者を特定できない残置物等の取り扱いについては、その排出元である地域の実情に応じて、地方公共団体が当該品目を産業廃棄物として取り扱うことが妥当と判断した場合に、産業廃棄物として委託処理することが可能となるような制度の創設をお願いしたい。

ただし、「同一品目の廃棄物」については、事業活動に伴い排出される廃棄物であることに変わりはないことから、本来は業種指定を撤廃する方向が望ましい。このため業種指定が撤廃されるのであれば、「同一品目の廃棄物」の取り扱いは業種指定の撤廃によることとしていただきたい

【要望事項18】

解体される建築物に放置された「残置物」の取り扱いは、解体工事の請負に係る商習慣に基づくこととし、当該建設工事の元請事業者が「残置物」を廃棄物として撤去する場合には「建設工事に伴い生ずる廃棄物」として処理できるようにしていただきたい

【要望事項19】

再生利用指定制度については、個別指定を行った都道府県と同一の都道府県内での再生資材の利用（例えば建設汚泥の建設資材としての再生利用）に加え、その都道府県を越えて当該再生資材を利用しようとすると、当該再生資材の受け入れ側の都道府県の理解が得られず利用できない事例がある。循環型社会の形成に向けた資源循環の取り組みを進める上で、再生資材等は広域での利用を前提とするべきであり、この観点からの制度の見直しを要望する

【要望事項20】

委託契約書の法定記載事項である「産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報の提供」については、少なくとも特別管理産業廃棄物に係る情報の提供を廃棄物処理法の委託基準中に独立した基準項目として設定するべきである。具体的には、WDSガイドライン（廃棄物情報の提供に関するガイドライン）の委託基準化を求める

【要望事項21】

委託契約書に定める契約品目以外の廃棄物が混入した状態で、排出事業者が産業廃棄物処理業者に当該廃棄物を引き渡すことを禁じる法的措置を講じていただきたい

【要望事項22】

産業廃棄物の適正処理を確保する観点から、不当に低い処理委託費の強制等を排出事業者に禁じる一般的な禁止事項を廃棄物処理法に設けるほか、次の措置を求める

●不当に低い処理委託費の強制等は産業廃棄物の不適正処理を誘発しかねない行為であることを明らかにした上で、これを禁じる排出事業者の範囲には、民間事業者だけでなく、国及び地方公共団体等の公共機関が含まれることを明示すること

●特に公共機関が同禁止事項に違反した場合には、当該取引に係る産業廃棄物処理業の許可権者である都道府県知事等が必要な勧告を行う仕組みを設けること

●民間事業者が同禁止事項に違反した場合には、独占禁止法との連携による措置（例えば、公正取引委員会による認定基準等の設定）等を検討すること

●建設工事に伴い生ずる廃棄物については、措置命令の対象に当該建設工事を発注した事業者（個人の発注者は除外）を含めること

【要望事項23】

産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者に対してマニフェスト制度の適正な実行を徹底するとともに、例えば排出事業者によるマニフェストの交付義務を委託基準化するなど義務付けの強化を図っていただきたい。また、排出事業者が経済的に優越した立場を利用して、産業廃棄物処理業者にマニフェストの入手やマニフェストへの記入等を無償で行うことを要求するなど、適正処理のみならず公正な取引の観点からも好ましくないケースが散見されることから、このようなことが起こらないような措置を講じていただきたい

【要望事項24】

循環型社会の形成と適正処理の確保を推進するには、産業廃棄物処理業者のさらなる資質の向上が不可欠である。このため業界では従業員教育等の各種の研修・講習等を行っているが、このような人材育成の取り組みの法制度としての位置付けを検討されるとともに、将来的な拡充・強化に向け、公的な支援措置を検討していただきたい

【要望事項25】

地方公共団体の独自規制（地方ルール）について、国、地方公共団体、産業廃棄物処理業界の3者が意見を交換し、それぞれの主体が固有の課題に取り組むとともに、それらの課題を共有することができるような場を環境省が中心となり設定していただきたい。意見交換のテーマとしては、例えば次の課題が考えられる

●住民同意

●事前協議

●許可申請書及び許可申請書添付書類の様式の全国統一化

●許可申請手続き等の電子化

●廃棄物該当性の判断

●廃棄物品目の判断等

【要望事項26】

環境省が現在ホームページで開設している地方公共団体の条例及び要綱等の掲示板を発展させ、例えば産業廃棄物に係る地方ルールの情報を検索できるようなプラットフォームの整備を行っていただきたい

【要望事項27】

収集運搬車両に産業廃棄物を積んだ状態で駐車する一時的な「積み置き」については、処理施設の営業時間内に搬入が間に合わない等の場合には「運搬の一環としての行為」としていただきたい

【要望事項28】

従来施設の能力と同等の施設への更新や、従来施設に比べて環境負荷の低減が可能な施設への更新など、一定の場合における当該更新施設の設置については、建築基準法第51条ただし書き許可を不要とするなどの規制緩和を措置していただきたい。とりわけ廃棄物処理法の優良認定業者が整備する上記施設については、特段の規制緩和措置をお願いしたい

【要望事項29】

環境配慮契約法の契約類型の一つである産業廃棄物の処理に係る契約の実施について、国及び独立行政法人等の義務を徹底するとともに、地方公共団体等に対する義務付けを少なくとも国等と同程度に強化していただきたい。また、廃棄物処理法では元請事業者責任とされている建設廃棄物（建設工事に伴い生ずる廃棄物）の処理に係る取り扱いについても、当該産業廃棄物を発生する建設工事の発注者が国等や地方公共団体等の公共機関であることを重視し、適正処理を確保するために必要な処理費用の負担をこれら国等に義務付けるべきである

平成28年4月25日
週間循環経済新聞